

Ⅰ 探鉱準備金又は海外探鉱準備金の損金算入に関する明細書											
準備金の名称			1		翌 期 繰 越 額 の 計 算	期首探鉱準備金の金額又は 期首海外探鉱準備金の金額		12	円		
当期積立額			2	円		当期 益金 算入 額	3年又は5年を経過した場合の益金算入額 (25の計)	13			
積 引 の 基 準 算	取 引 の 基 準 算	当期の指定期間内の鉱物の 販売による収入金額	3				同上以外の場合による益金算入額 (26の計) + (27の計)	14			
		取引基準額 $(3) \times \frac{12}{100}$	4				計 (13) + (14)	15			
	限 度 基 準 額 の 計 算	所 得 基 準 額	(3)の収入金額に係る費用等の額	5			当期積立額のうち損金算入額 (2) - (11)	16			
			鉱物の販売に係る所得金額 (3) - (5)	6			期末探鉱準備金の金額又は 期末海外探鉱準備金の金額 (12) - (15) + (16)	17			
の 計 算		租税特別措置法施行令第34条4項、第5項 若しくは第12項又は第39条の88第3項、 第4項若しくは第11項の規定により控除する金額	7			貸借対照表の金額との差額の 明細	貸借対照表に計上されている 探鉱準備金又は海外探鉱準備金	18			
		採掘所得金額 (6) - (7)	8				差引 (18) - (17)	19			
	算	所得基準額 $(8) \times \frac{40 \text{又は} 50}{100}$	9			前期分	貸借対照表の取崩不足額 (15) - ((2) - ((18) - 前期の(18)))	20			
積立限度額 ((4)と(9)のうち少ない金額)又は(9))		10		当期に生じた差額の合計額 (11) + (20)			21				
積立限度超過額 (2) - (10)			11				前期末における差額 (前期の(19))	22			
益金算入額の計算											
積立事業年度		当初の積立額のうち 損金算入額	期首現在の準備金額	当期益金算入額			翌期繰越額 (24) - (25) - (26) - (27)				
				3年又は5年を 経過した場合	任意取崩し等 の場合	(25)及び(26) 以外の場合					
		23	24	25	26	27	28				
:		円	円	円	円	円					
:							円				
:											
:											
:											
:											
:											
当期分											
計			円	円	円	円					

Ⅱ 新 鉱 床 探 鉱 費 又 は 海 外 新 鉱 床 探 鉱 費 の 特 別 控 除 に 関 す る 明 細 書											
探 鉱 費 基 準 額 の 計 算	当 期 に 支 出 し た 新 鉱 床 探 鉱 費 の 額 及 び 当 期 の 探 鉱 用 機 械 設 備 の 償 却 額 の 合 計 額	29		円	所 得 基 準 額 の 計 算	所 得 金 額 総 計 又 は 個 別 所 得 金 額 仮 計 (別 表 四「41 の ①」又 は 別 表 四 の 二 付 表「48 の ①」)		37		円	
	(29) の う ち 国 内 の 新 鉱 床 探 鉱 費 等 の 額	30				控 除 未 済 欠 損 金 額 又 は 控 除 未 済 連 結 欠 損 金 個 別 帰 属 額 (別 表 七 (一)「3 の 計」又 は 別 表 七 の 二 付 表「9 の 計」)		38			
	(29) の う ち 海 外 の 新 鉱 床 探 鉱 費 等 の 額	31				欠 損 金 当 期 控 除 額 又 は 連 結 欠 損 金 当 期 控 除 額 の 個 別 帰 属 額 (別 表 七 (一)「4 の 計」又 は 別 表 七 の 二 付 表「19 の 計」)		39			
	(30) の 額 を 超 え る 探 鉱 準 備 金 益 金 算 入 基 準 額	32				翌 期 繰 越 欠 損 金 額 又 は 連 結 欠 損 金 個 別 帰 属 額 の 翌 期 繰 越 額 (38) - (39)		40			
	探 鉱 費 基 準 額 (29) 又 は ((31) - (32)) (マ イ ナ ス の 場 合 は 0)	33				当 期 の 新 鉱 床 探 鉱 費 の 特 別 控 除 額		41			
準 基 準 金 額 の 金 算 入 算	3 年 又 は 5 年 を 経 過 し た 場 合 の 益 金 算 入 額 (25 の 計)	34			特 別 控 除 額	所 得 基 準 額 ((37) - (40)) 又 は ((37) - (40) - (41)) (マ イ ナ ス の 場 合 は 0)		42			
	任 意 取 崩 し 等 の 場 合 の 益 金 算 入 額 (26 の 計)	35				((33)、(36) と (42) の う ち 少 な い 金 額)		43			
	益 金 算 入 基 準 額 (34) + (35)	36									